

書のまち春日井マスコットキャラクター「道風くん」  
商標使用手引き

書のまち春日井マスコットキャラクター「道風くん」



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

このマスコットキャラクターに関する著作権、商標権等は春日井市に属しています。

## はじめに

「道風くん」は、平成 20 年（2008）の春日井まつり会場で市民の皆さんの投票により選ばれた、「書のまち春日井」マスコットキャラクターです。

広く皆さんに親しまれ、「書のまち春日井」に愛着を持っていただけるよう、使用上の留意点を、この手引きにまとめました。ご使用の際には必ずお読みください。

「道風くん」の活用で  
「書のまち春日井」を全国に発信しましょう。



## 書のまちの由来

平安時代の三跡のひとり、小野道風は、古くから春日井で生まれたと言い伝えられています。

その真偽は明らかではありませんが、春日井の人々はそれを信じ、誇りにしてきました。そして、「とうふうさん」と呼び親しんで、自然に書道の盛んな土地柄になりました。

春日井市では、この文化的伝統を大切にして、「書のまち春日井」をキャッチフレーズにし、道風記念館の事業、全国公募の書道展である道風展の開催など、書道文化の振興に力を入れています。

## 道風くんのプロフィール

名 前 : とうふうくん  
出身地 : 愛知県春日井市  
性 格 : おっとりしているが、がんばりや  
好きなこと : 書を書くこと、カエルと遊ぶこと  
最近気になっていること : ちょいメタ  
夢 : 全国の人が書を好きになってくれること

## 使用上の留意点

- 1 商品等には、可能な限り名称と著作権若しくは商標登録を明記してください。名称にはできるだけルビをふってください。販売する場合は、商標登録表示を推奨します。

名称（例、書体・配置は自由）

- 書の<sup>しよ</sup>まち春日井<sup>かすがい</sup>マスコットキャラクター「道風<sup>とうふう</sup>くん」
- 書のまち春日井「道風(とうふう)くん」
- 道風<sup>とうふう</sup>くん
- とうふうくん

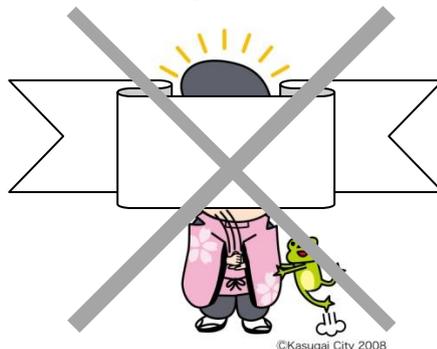
著作権若しくは商標登録（次のいずれかで、書体は自由）

- 登録商標 第 5319926 号
- ®（デザインの右上か右下へ配置）
- © Kasugai City 2008

- 2 縦横の比率を変更しないでください。



- 3 他の図を重ねないでください。



4 反転して使用しないでください。



5 カエルを単独で使用しないでください。

6 商品等を製作する場合は、関係法令を遵守し、使用にかかる事故等のないよう細心の注意を払ってください。なお、春日井市は損害賠償や損失補償、その他の責任を一切負いません。

7 色指定は概ね次のとおりです。詳細やポーズの種類については、春日井市ホームページか管理者（P6 参照）へお問合せください。

### カラー



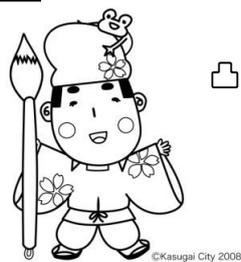
肌：C30%、M30%、Y30%、K100%  
頬：M30%、Y20%  
烏帽子、袴：C60%、M50%、Y40%、K30%  
着物：M40%  
筆の柄：M20%、Y100%

### 単色



肌：K 0%  
頬：K 20%  
烏帽子、袴：K 82%  
着物：K 23%  
筆の柄：K 23%

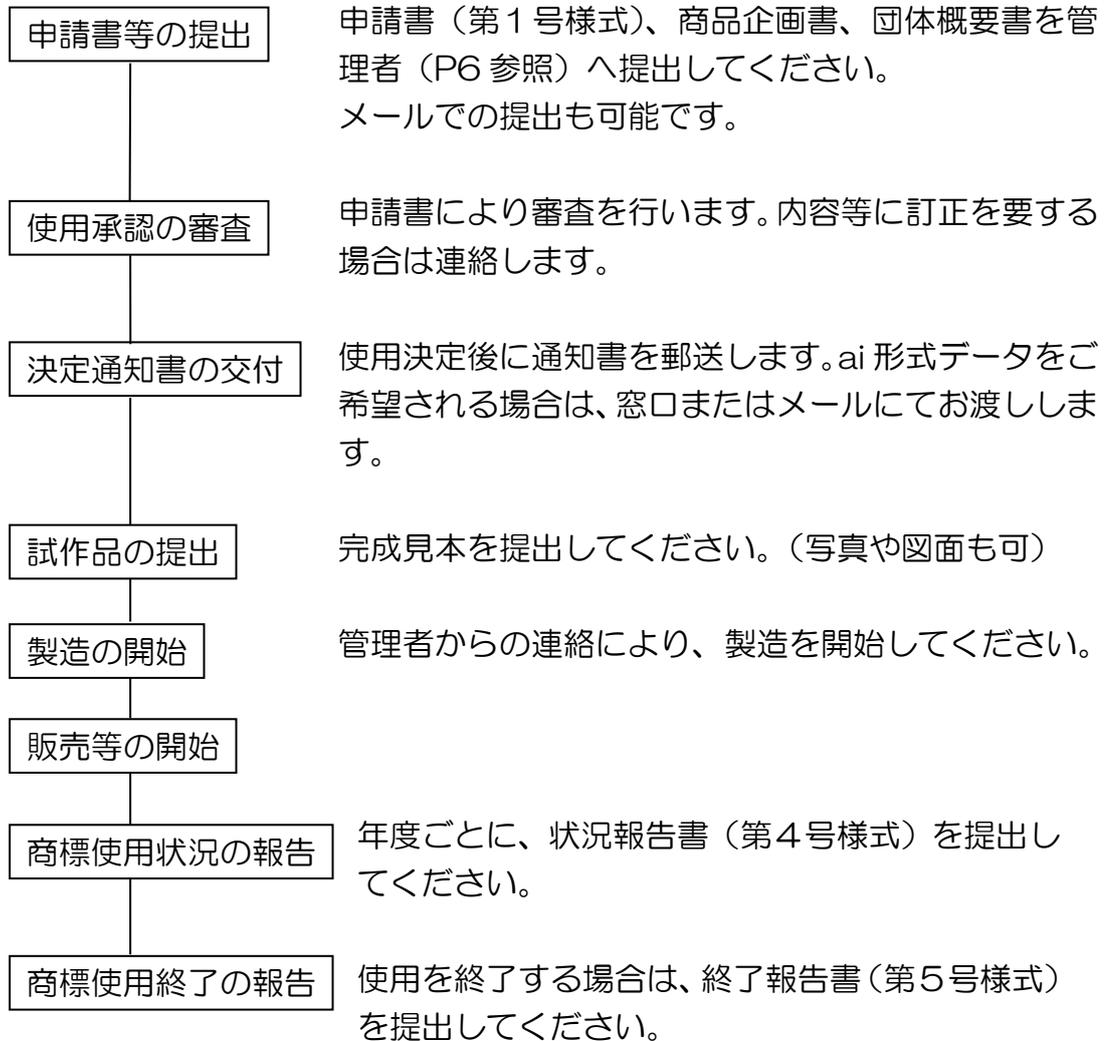
### 線画



凸版

## 申請手続き

### 1 申請の流れ



### 2 申請が不要のもの

- 個人が家庭内などで楽しむ
- 教育委員会、市が出資する団体、市議会、市が事務局を務める団体等がその業務で使用する
- 学校等が教育の一環として使用する
- 報道機関（新聞社、テレビ局、出版社）が報道目的で使用する

### 3 使用を認めないもの

- 法令及び公序良俗に反するとき
- 特定の政治、思想、宗教の活動に使用するとき
- 不当な利益を得るために使用するとき
- 市の品位を傷つけるおそれのあるとき
- 決められた使用方法で使用しないおそれのあるとき

### 4 商標の管理者

春日井市 いきが創生部 文化スポーツ振興課  
春日井市鳥居松町5丁目4番地  
電話：0568-85-6079 FAX：0568-83-2297  
E-mail：bunspo@city.kasugai.lg.jp